

## 第4回流総計画再構築検討会の主な論点

---

# 論点1 水質環境基準以外の多様な目標の設定(季節別目標)

指針案での該当箇所	内 容	状 況
2-1-2.計画の目標(p.9)	○水質環境基準以外の目標を設定可能。	第3回検討会までの合意事項
6-5-2.季節別の処理水質(p.123)	○季節別の目標を設定した場合、季節別の処理水質を設定可能 ・季節別の処理水質は、 <u>水質環境基準の達成が水質汚濁解析により担保できること</u> 等を条件。	WG合意事項
"	・季節別の処理水質の位置づけ: <u>処理場の配置・構造・能力は、年間平均水質としての計画処理水質(6-5-1,p.121)及び計画放流水質(下水道法第5条の5第1号)に基づき定まるものであり、季節別の処理水質は運転管理上の目標とする。</u>	WG合意事項

## 論点2 資源・エネルギー利用、省エネの推進

指針案での該当箇所	内 容	状 況
7-5.水・資源・エネルギーの利用の見通し (p.134)	○処理区ごとに水・資源・エネルギー利用ポテンシャルを記載することを原則とし、必要により見通しを位置づける。	第3回検討会までの合意事項
6-5-1.下水道の計画処理水質の設定方法 (P.120)	○計画処理水質の設定にあたって、エネルギー消費量を勘案することを原則とする。	"
"	・エネルギー消費量の勘案方法としては、 <u>高度処理共同負担事業の活用や、処理場の規模(スケールメリット等)を踏まえる等、下水処理レベルがエネルギー消費量の面から非効率と考えられる場合は、必要に応じて発生源への配分比率を再調整する。</u>	WG合意事項

## 論点3 中期整備事項の設定

指針案での該当箇所	内 容	状 况
9.中期整備事項(p.141)	<p>○中期整備事項として、<u>概ね10年間</u>における<u>整備方針(早期の面整備や水・資源・エネルギー利用等)</u>、高度処理導入方針(高度処理が必要な処理場は段階的高度処理を原則検討)、流入水量最大時における対応方針(水量ピークが流総目標年次よりも前になる場合)を設定。</p>	下線部は第3回検討会以降の事務局修正案
2-4-2.中期整備事項の更新に伴う変更(p.18)	<p>○中期整備事項の更新時の流総計画全体の変更の考え方        ・フロー(図2-4,p.19)に基づき、<u>処理施設の統廃合が行われても、予定処理区域(未処理区域含む)からの流出負荷量(図7-2, p.128)が減少傾向であれば、流総計画全体の変更は不要。</u></p>	WG合意事項
9-3.定めるべき事項(p.141)	<p>○中期整備事項と都道府県構想(アクションプラン)、事業計画(下水道法第4条)の関係        ・中期整備事項は、水質環境基準の達成のための流総計画における段階的な目標であり、<u>早期の面整備の工夫等の方針等を記載</u>する。中期的な具体的な整備率等を示すアクションプランや事業計画とは相互に調整・整合を図る。</p>	下線部は第3回検討会以降の事務局修正案

## 論点4 作業の簡略化

指針案での該当箇所	内 容	状 況
2-4-1.流総計画の変更の必要性の判定 (p.16)	○流総変更の必要性の判定 ・将来人口の想定年度の前後5年程度の間に計画人口等の前提条件が実態と同程度になることが予測される場合は、流総計画の変更不要。	第3回検討会までの合意事項
2-4-3.流総計画の変更の調査の留意事項 (p.20)	・次期流総計画の計画期間内に、下水道の整備(改築・更新、撤去含む)がなく、汚濁負荷量が減少傾向の場合は、流総計画の変更は不要。 <u>ただし、中期整備事項等は検討。</u>	下線部以外は現指針と変更なし (WG合意事項)